



平成28年4月20日
老高発0420第2号
国住心第3号

各

都	道	府	県
指	定	都	市
中	核	市	

 住宅担当部長 殿
 福祉担当部長 殿

厚生労働省老健局高齢者支援課長



国土交通省住宅局安心居住推進課長



国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則
の一部を改正する省令の施行について

「国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令」（平成28年厚生労働省・国土交通省令第2号。以下「改正省令」という。）は、平成28年4月20日より施行されることとなっている。

改正省令の施行に当たっては、下記事項にご留意いただき、法令に基づくサービス付き高齢者向け住宅制度の的確かつ円滑な運用が図られるようお願いする。

また、貴管下市町村に対しても、この旨周知いただくようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4に基づく技術的助言であることを申し添える。

記

第1 改正の趣旨

まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成27年12月24日閣議決定）に基づき、「生涯活躍のまち」構想の制度化等を図るため、「地域再生法の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）が平成28年4月20日から施行され、地域再生計画の認定を受けた市町村（以下「認定市町村」という。）は、生涯活躍のまち形成事業（※）の実施に関する計画（以下「生涯活躍のまち形成事業計画」という。）を作成することができることとなっている。

「生涯活躍のまち」構想は、中高年齢者が希望に応じて地方や「まちなか」に移り住

み、地域住民や多世代と交流しながら、健康でアクティブな生活を送り、必要に応じて医療・介護を受けることができる地域づくりを目指すものであり、その実現には、生涯にわたって安心して自立した生活が送れるような居住環境を提供することが必要とされている。このため、生涯活躍のまち形成地域において整備すべき高齢者向け住宅の一つとして、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。以下「法」という。）第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅が想定されているところである。

一方で、サービス付き高齢者向け住宅の入居者の要件については、国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成23年厚生労働省令・国土交通省令第2号。以下「施行規則」という。）第3条において、60歳以上の者又は要介護認定若しくは要支援認定を受けている60歳未満の者と規定しており、「生涯活躍のまち」構想の対象者がサービス付き高齢者向け住宅に入居できない場合も想定される。

こうした状況を踏まえ、今般、「生涯活躍のまち」構想の実現を図る観点から、サービス付き高齢者向け住宅の入居者の要件について見直すこととした。

（※）生涯活躍のまち形成地域（人口及び地域経済の動向その他の自然的経済的社会的条件からみて、地域住民が生涯にわたり活躍できる魅力ある地域社会を形成して中高年齢者の居住を誘導し、地域の持続的発展を図ることが適当と認められる地域をいう。）において、中高年齢者の就業、生涯にわたる学習活動への参加その他の社会的活動への参加の推進、高齢者に適した生活環境の整備、移住を希望する中高年齢者の来訪及び滞在の促進その他の地域住民が生涯にわたり活躍できる魅力ある地域社会の形成を図るために行う事業。

第2 改正の概要

改正省令による改正前の施行規則では、サービス付き高齢者向け住宅の入居者の要件について、60歳以上の者又は要介護認定若しくは要支援認定を受けている60歳未満の者としていたところ、認定市町村が、国土交通大臣及び厚生労働大臣が定める基準に従い、生涯活躍のまち形成事業計画に生涯活躍のまち形成地域の区域内のサービス付き高齢者向け住宅の入居者について要件を別に定めた場合には、当該要件に該当する者も対象に加えることとする。

第3 運用に当たっての留意点

指定都市及び中核市以外の認定市町村が、生涯活躍のまち形成事業計画にサービス付き高齢者向け住宅の入居者の要件を定める場合にあつては、当該要件に従い、都道府県知事がサービス付き高齢者向け住宅の登録及び指導監督事務を担うこととなるため、改正法第17条の14第1項に規定する都道府県知事等を構成員とする協議会において生涯活躍のまち形成事業計画について協議する際に、認定市町村と都道府県知事とで、当該要件のほか、入居者の当該要件への適合状況に関する指導監督の方法等についても適切に協議を行われたい。

また、都道府県知事が生涯活躍のまち形成地域の区域内のサービス付き高齢者向け住宅の登録及び指導監督事務を行う際においては、改正法第17条の14第14項に基づき認定

市町村から関係都道府県知事に通知される生涯活躍のまち形成事業計画の内容も踏まえ、入居者のサービス付き高齢者向け住宅の入居者の要件への適合状況について適切に判断されたい。

第4 その他

「公営住宅法第四十五条第一項の事業等を定める省令及び国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令」（平成27年厚生労働省・国土交通省令第1号）において、施行規則第11条第1項を改正し、資格者が常駐する場所について、「サービス付き高齢者向け住宅の敷地に近接する土地に存する建物」を加えたところである。

「国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について」（平成27年3月31日 老高発0331第2号、国住心第227号）において、当該建物は、「サービス付き高齢者向け住宅の敷地から歩行距離で概ね500m以内に存する建物とする」旨通知したところであるが、当該通知についても、地方自治法第245条の4に基づく技術的助言であり、具体の計画において、資格者が常駐する場所が「サービス付き高齢者向け住宅の敷地に近接する土地に存する建物」に該当するかについては、資格者や入居者の交通の状況等を踏まえ、登録主体において判断されるものであることに留意されたい。

以 上